

日本司法支援センターの役員の退職金に係る業績勘案率

1 退職役員について

- (1) 氏名 [REDACTED]
- (2) 役職 日本司法支援センター 理事（総務関連業務、国選弁護関連業務、常勤弁護士関連業務担当）
- (3) 算定期間 平成20年4月10日から平成22年4月9日
 　　（役職在職期間 平成18年4月10日から平成22年4月9日）

2 業績勘案率の決定について

(1) 決定方法

「日本司法支援センターの役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成21年7月10日日本司法支援センター評価委員会決定）により、当該退職役員の在職期間に対応する支援センターの各事業年度に係る業務実績評価を基本とし、これに当該退職役員の個人的業績を加味して算定する。

(2) 各事業年度の基準値

各事業年度の基準値は、各事業年度に係る業務実績評価における項目別評価の評定を点数化（A=3, B=2, C=1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ、算定表により決定する。

なお、当該役員の退職日の属する事業年度に係る業務実績評価がなされておらず、かつ、退職した日からその評価がなされるまでの期間が相当長期に及ぶことが見込まれる場合には、当該事業年度の基準値については、当該年度の当該役員が在職した期間の支援センターの業務実績の状況や前事業年度の業務の実績に関する評価などを参照して適宜決定することができる。

・平成20年度

A	B	C	項目数	得られた値	基準値
<u>$(3 \times 27 + 2 \times 13 + 1 \times 0)$</u>	／	40	=	2.675	⇒ 1.0

・平成21年度（第23回会議で業務実績評価実施）

A	B	C	項目数	得られた値	基準値
<u>$(3 \times ① + 2 \times ② + 1 \times ③)$</u>	／	42	=	④	⇒ ⑤

・平成22年度（※業務実績評価未実施）

平成21年度の基準値である⑤を引用

※ 平成22年度の業務実績評価は平成23年8月に行われる予定であることから、前年度である平成21年度の基準値を引用することにした。

(2) 機関業績勘案率の算定

各事業年度ごとに基準値を決定し、これらを各事業年度ごとの在職月数に応じて加重平均した値を機関業績勘案率とする。

$$\text{基準値 在職月数} \quad \text{基準値 在職月数} \quad \text{基準値 在職月数} \quad \text{総在職月数}$$
$$(1.0 \times 12 + ⑤ \times 12 + ⑤ \times 1) / 25 = ⑥$$

(3) 個人業績勘案率

当該退職役員が支援センターの運営等において果たした個人的な実績に応じ、
±0.2の範囲で個人業績勘案率を決定する。⇒ ⑦

(4) 業績勘案率

機関業績勘案率と個人業績勘案率を合算したものを当該退職役員の業績勘案率とする。

$$⑥ + ⑦$$